| 総務福祉常任委員会記録 | | | | | | | | | | | | |
|-------------|--------------------------|---------|----------------------------|---------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 招集年月日 | 月日 令和4年12月1日(木) | | | | | | | | | | | |
| 招集場所 | 日高市役所 第2委員会室 | | | | | | | | | | | |
| 開閉の日時 | 開 | 会 12月1日 | 午前10時00分 | | | | | | | | | |
| 用闭切口时 | 閉 | 会 12月1日 | 午前11時19分 | | | | | | | | | |
| 出席委員 | 委員長 | 加藤大輔 | 副委員長 | 吉 本 新 司 | | | | | | | | |
| | 委 員 | 松 尾 万葉香 | 委 員 | 三 木 伸 也 | | | | | | | | |
| | " | 田 中 まどか | " | 稲 浦 巖 | | | | | | | | |
| | 11 | 山 田 一 繁 | 11 | 森 崎 成 喜 | | | | | | | | |
| 欠席委員 | なし | | | | | | | | | | | |
| 説明のため | 総合政策部長 | 大 野 康 行 | 政策秘書課長 | 樋 口 成 男 | | | | | | | | |
| 出席した者 | 主 幹 (政策推進担当) | 柳戸秀介 | | | | | | | | | | |
| の職氏名 | 市政情報課長 | 関口秀昭 | 主 (法規・情報公開 担 当) | 鈴 木 克 明 | | | | | | | | |
| | 主 査 | 大 野 健太郎 | | | | | | | | | | |
| | 財 政 課 長 | 滝沢淳 | 主 幹 (財政担当) | 上 田 延 洋 | | | | | | | | |
| | 主 任 | 大 山 正 樹 | | | | | | | | | | |
| | 総 務 課 長 | 髙 山 知 子 | 主 (庶務・ふるさと 納 税 担 当) | 長 岡 裕 美 | | | | | | | | |
| | 主 幹 (人権推進・ 市民活動担当) | 清水 学 | 主 幹 (人事厚生担当) | 長 岡 篤 史 | | | | | | | | |
| | 主 查 | 小谷野 徹 | | | | | | | | | | |
| | 福祉子ども部長 | 荻 野 毅 | 生活福祉課長 | 堀 口 和 子 | | | | | | | | |
| | 主 幹 (地域福祉担当) | 栗山秀晶 | | | | | | | | | | |
| | 障がい福祉課長 | 大河原 直 希 | 主 幹 (障がい福祉担当) | 高橋正之 | | | | | | | | |
| | 主 幹 (支援推進担当) | 小 嶋 健一郎 | | | | | | | | | | |

| | 子育て応援課 | 長清 | 野良 | 仁 | 主(保 | 育 | 担当 | 幹) | 須 | 田 | 幸 | 知 |
|------|-------------------------------------|----------------|------|------------------|------|-----|------|----------------|-----|-----|-----|---|
| | 健康推進部 | 長林 | 政 | 男 | 保 険 | 年 | 金 課 | 長 | 西 | | 長 | 武 |
| | 主(国民健康保担当 | 幹 険 小ク) | 、保 恵 | 美子 | | | | | | | | |
| | 保健相談センタ | _ 長 野 | 澤勝 | 行 | 主(予 | 防 | 担当 | 幹) | 北 | 野 | 新 | = |
| 書記 | 事 務 局 | 長椙 | 山吉 | 之 | 次 | | | 長 | 抽 | 田 | 聡 | 明 |
| | 主 | 査金 | 子 砂 | 知子 | 主 | 事 | F | 補 | 小 | Щ | 和 | 也 |
| 付託事件 | 議案第62号 令和4年度日高市一般会計補正予算(第7号) | | | | | | | | | | | |
| | 議案第63号 令和4年度日高市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) | | | | | | | | | | | |
| | 議案第66号 日高市個人情報の保護に関する法律施行条例 | | | | | | | | | | | |
| | 議案第67号 日高市情報公開条例の一部を改正する条例 | | | | | | | | | | | |
| | 議案第68号 日高市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条 | | | | | | | | | る条 | | |
| | 伢 | J | | | | | | | | | | |
| | 議案第69号 日高市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条 | | | | | | | | | 条 | | |
| | 伢 | J | | | | | | | | | | |
| | 議案第71号 市 | i長及び副 | 副市長の | 給与 | 等に関す | ナる条 | €例の- | 一部名 | を改〕 | Eす | る条件 | 列 |
| | 議案第72号 巻 | 有長の約 | 給与等に | 関す | る条例の | つ一部 | 『を改』 | Eす | る条件 | 列 | | |
| | 議案第73号 日 | 高市職員 | 員の給与 | に関 | する条例 | 列及び | ド日高市 | 打一点 | 投職の | の任持 | 期付耶 | 戠 |
| | | の採用等 | 等に関す | ⁻ る条(| 列の一部 | 羽を改 | 文正する | る条件 | 列 | | | |
| | 議案第75号 グ | の施設の | の指定管 | ·理者(| の指定に | こつい | いて | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |

審査の経過

(別 紙 の と お り)

開 会 午前10時00分

o加藤委員長 ただいまの出席委員は全員であります。

これより総務福祉常任委員会を開会いたします。

本日の日程については、本定例会で付託を受けました議案第62号、議案第63号、議案第66号、議案第67号、議案第68号、議案第69号、議案第71号、議案第72号、議案第73号及び議案第75号の審査であります。

これらの議案については、既に本会議で提案説明を受けておりますから、本委員会での説明は 省略いたしたいと思いますので、御了承願います。

初めに、議案第63号 令和4年度日高市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

説明員の出席を求めます。

(説明員出席)

(健康推進部長)

o加藤委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時00分

再 開 午前10時01分

o加藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

(な し)

o加藤委員長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

o加藤委員長 これより討論に入ります。

議案第63号に対し、反対の方願います。

(な し)

o加藤委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第63号 令和4年度日高市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

o加藤委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号 令和4年度日高市一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。 初めに、健康推進部関係について説明員の出席を求めます。

(説明員出席) (健康推進部長)

o加藤委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時02分

再 開 午前10時02分

o加藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

健康推進部関係について質疑を願います。

山田委員。

- ○山田委員 予算書23ページ、衛生費、保健衛生費、飯能地区医師会等支援事業の県外国人未払医療費対策事業補助金ですが、当初予算86万円からさらに64万円増額となっています。また、予算書の10ページでは、歳入に衛生費県補助金として75万円が補正計上されています。この補助金の制度内容と、医療費未払いとなっている外国人の人数など、現状について説明をいただきたいと思います。
- o加藤委員長 野澤保健相談センター所長。
- ○野澤保健相談センター所長 この制度は、県への協力事業でございまして、公的医療保険制度が適用されない外国人救急患者の医療費に未払いが生じている医療機関に対しまして、その未払い医療費の一部を補助するもので、県と市が2分の1ずつ負担をするものでございます。

対象となる外国人は、市内に現に居住している者を原則とし、居所が不明の場合は市内の医療機関で医療を受けた者となります。市では、令和3年度中における県からの要請に基づきまして、市内居住者1名、居所不明者1名の合計2名分の補助金額、総額で172万円の2分の1に相当します86万円について、令和4年度当初予算として計上したところでございますが、医療機関の回収努力によりまして、補助金総額が150万円と縮小されましたことから、県へ確認しましたところ、2分の1の県負担分75万円を合算して支出すべき旨の回答を得たところでございます。このことから、歳出予算を増額するとともに、県負担分75万円について、県補助金として歳入計上をしたものでございます。

以上でございます。

o加藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

(な し)

o加藤委員長 質疑を終わります。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

o加藤委員長 次に、総合政策部関係について説明員の出席を求めます。

(説明員出席) (総合政策部長)

o加藤委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時05分

再 開 午前10時07分

o加藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

総合政策部関係について質疑を願います。

(な し)

o加藤委員長 質疑なしと認めます。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

o加藤委員長 次に、総務部関係について説明員の出席を求めます。

(説明員出席)

(総務部長)

o加藤委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時08分

再 開 午前10時08分

の加藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部関係について質疑を願います。

(な し)

o加藤委員長 質疑なしと認めます。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

o加藤委員長 次に、福祉子ども部関係について説明員の出席を求めます。

(説明員出席)

(福祉子ども部長)

o加藤委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時09分

再 開 午前10時09分

o加藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉子ども部関係について質疑を願います。

田中委員。

- **o田中委員** 障がい福祉課にお願いします。予算書18ページ、障がい福祉サービス等給付事業の給 付費1億2,005万1,000円の増額の要因について御説明をお願いします。
- o加藤委員長 大河原障がい福祉課長。

o 大河原障がい福祉課長 障がい福祉サービス等給付事業の増額についてお答えします。

増額の要因でございますが、2点ございます。1点目は、障がい福祉職員の報酬改定により月額平均9,000円相当を引き上げる措置が講じられたことを受け、令和4年10月以降は、障がい福祉サービス費に3%程度の処遇改善加算が行われるため、所要額に対応したものでございます。

2点目といたしましては、障がい福祉サービス費の増加でございます。障がい福祉サービスの給付額は総じて上昇をしておりますが、当初予算に比べて1,000万円以上増加しているサービスについて御説明いたします。まず、重度訪問介護でございますが、こちらのサービスは利用人数に増減はないものの、利用者の体調悪化に伴う支給時間の増加により、24時間体制の介護となったことから、約1,600万円の増加となっております。

2つ目は、生活介護でございます。令和元年、令和4年と市内に生活介護施設が開所されたことに伴い、利用しやすい環境が整ったことにより利用回数が増加し、約2,200万円の増加となっております。

3つ目は、共同生活援助でございます。令和2年、令和3年、令和4年と、毎年1か所ずつ市内にグループホームが開所され、利用者も前年比で6名増加しております。これらが要因となり、約1、200万円の増加となっております。

4つ目は、就労継続支援B型でございます。就労継続支援B型は、特別支援学校卒業後の進路や一般就労、就労継続支援A型、就労移行事業で力を発揮できなかった障がい者の受皿となるなど、前年比で8名増加し、約1,800万円の増加となっております。

以上2点が、障がい福祉サービス等給付事業の増額補正の理由でございます。

o加藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

(な し)

o加藤委員長 質疑を終わります。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

の加藤委員長 次に、議会関係について説明員の出席を求めます。

(説明員出席)

(議会事務局長)

o加藤委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時13分

再 開 午前10時13分

o加藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会関係について質疑を願います。

(な し)

o加藤委員長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

o加藤委員長 これより討論に入ります。

議案第62号に対し、反対の方願います。

田中委員。

o田中委員 議案第62号 令和4年度日高市一般会計補正予算(第7号)について、反対の立場から討論をいたします。

後ほど、質疑、討論いたしますけれども、議案第71号 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を改正する条例、議案第72号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例に含まれます期末手当の引上げに反対いたしますので、この予算が含まれる本補正予算には、反対をいたします。

o加藤委員長 次に、賛成の方願います。

(な し)

o加藤委員長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第62号 令和4年度日高市一般会計補正予算(第7号)を起立により採決いた

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数) (起立6名、不起立1名)

o加藤委員長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明員の出席を求めます。

(説明員出席)

(福祉子ども部長)

o加藤委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時15分

再 開 午前10時15分

o加藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

松尾委員。

○松尾委員 1点お伺いします。10月18日の全員協議会で、指定管理者選定委員会において検討した結果、日高市公の施設の指定管理者制度に関するガイドライン第3章、第1節、(1)の「施

設の設置目的の達成や施策の推進に支障をきたすおそれがあるため、管理運営できる団体等が特定される場合」に該当すると考えられることから、今回、募集方法を非公募にしたと御説明がありました。

このガイドラインにある「施設の設置目的の達成や施策の推進に支障をきたすおそれ」というのは、どういったことが想定されているのかを御説明をお願いいたします。

- o加藤委員長 堀口生活福祉課長。
- o堀口生活福祉課長 お答えいたします。

施設の設置目的の達成には、従来の高齢者分野、障がい者分野に加えて、地域福祉分野までの 事業を行える法人、団体等であることが必要であり、どれかが欠けることで施設の設置目的の達 成に支障を来すおそれになると考え、非公募といたしました。

また、市の策定している地域福祉計画と、社会福祉協議会が策定している地域福祉活動計画は、 それぞれが深く関与するため共同で策定しており、今後、地域福祉活動の促進としての重層的支 援体制整備事業を導入していく上で、総合福祉センターは重要な役割に位置づけられていくこと から、策定の推進を図るためには、社会福祉協議会が指定管理者であることが必要であると考え てございます。

以上です。

o加藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

田中委員。

○田中委員 関連してお伺いいたします。日高市公の施設の指定管理者制度に関するガイドラインでは、候補者の募集は原則として公募となっていますが、例外として公募の形式によらず指定できる事由が挙げられています。ただいま松尾委員にお答えになっていましたけれども、今回公募としなかった根拠について、今の御答弁よりもさらに具体的な説明を求めます。

2点目として、選定委員会は3回開かれておりますけれども、公募としないことについて、委員会ではどのような意見が出されたのか伺います。

3点目として、候補者評価の結果は、基準は満たしているものの、審査項目ごとの評価点が満点の60%台にとどまる項目がほとんどで、特に指定管理料についての点が低く出ました。合計点も満点の73%と、基準点ぎりぎりでした。情報公開請求によって入手した評価点集計表を見ると、持ち点23点中11点、12点しかつけていない委員もおられました。これらのことから、社協を指定するに当たっては、課題、改善点があると思いますけれども、市の見解を伺います。

- o加藤委員長 堀口生活福祉課長。
- o堀口生活福祉課長 お答えいたします。

1点目、公募にしなかった根拠の補足といたしまして、総合福祉センターの管理運営は、福祉の専門機関としての知識を生かし、地域福祉に根差した各種事業活動を行うことも必要な施設で

あり、社会福祉協議会が展開する活動と合致していること。また、社会福祉協議会は社会福祉法に基づき、日高市における社会福祉事業等の健全な発展及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする民間の非営利団体であること。総合福祉センター開館当初からセンター内に事務所を置き、長期にわたって施設の管理を行ってきた実績があり施設を熟知していること。指定管理者制度を導入した際にも、積極的に地域福祉活動を推進し、市民から高い信頼を得ていることが総合福祉センターの設置目的を効果的に達成することができると判断したことなど、さきの答弁を含め根拠理由としたことでございます。

2点目、公募としなかったことにつきまして、指定管理者候補者選定委員会において意見はご ざいませんでした。

3点目、指定管理料の評価につきましては、施設の維持管理をしていく中で人件費や燃料費等の高騰化もあり、厳しい状況ではありますが、適正な契約金額で契約できるよう働きかけてまいります。また、評価の低い項目につきましては、適正な管理ができるよう必要な指示を行ってまいります。

以上です。

o加藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

田中委員。

o田中委員 あえて再質疑させていただきますけれども、非公募であれば、なおさら厳格な選定が必要だと思うのです。後々検証すべきことが出てくる可能性もありますから、記録というのは大事だと思うのです。

今回情報公開請求したところ、選定委員会の議事録が作成されていないということが分かりました。3年後の選定の際の検証にも必要になってくるかもしれない資料ですし、たとえ非公開の会議で議事録も非開示であっても、議事録がないというのは、私はあり得ないと思っています。今後、議事録を作成されますか。

- o加藤委員長 堀口生活福祉課長。
- o堀口生活福祉課長 ただいまの御質疑にお答えいたします。

議事録はございませんが、録音として全ての会議の事情は録音させていただいておりますので、 今後はその録音したものに従って、文書として起こしていきたいと思っております。

o加藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

山田委員。

- **o山田委員** ちょっと暫時休憩お願いします。
- o加藤委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時22分

再 開 午前10時24分

o加藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はございませんか。

(な し)

o加藤委員長 質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

o加藤委員長 これより討論に入ります。

議案第75号に対し、反対の方願います。

(な し)

o加藤委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第75号 公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

o加藤委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号 日高市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例、議案第71号 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を改正する条例、議案第72号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例、議案第73号 日高市職員の給与に関する条例及び日高市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

説明員の出席を求めます。

(説明員出席)

(総務部長)

o加藤委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時25分

再 開 午前10時26分

の加藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

まず、議案第69号について質疑を願います。

松尾委員。

○松尾委員 1点お伺いいたします。本件は、地方公務員法等の改正に伴うものと理解しておりますけれども、一般的に定年の延長というと、組織として若返りの観点などでリスクを伴う部分もある。

るかと思います。その辺りは、今後運用でクリアしていくことだとは思いますけれども、せんだって制度変更の目的や狙いといったところは明らかにしておく必要があると思っております。

改めて、本制度変更により市として目指すところ、期待するところをお聞かせいただけますで しょうか。

- o 加藤委員長 髙山総務課長。
- o髙山総務課長 お答えいたします。

本条例の改正で市が目指す、または期待することについてですが、本市においても少子高齢化が進み生産年齢人口が減少しており、複雑、高度化する行政課題への的確な対応などの観点から、能力と意欲ある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代にその知識、技術、経験などを継承していくことが必要であると考えております。

これらのことから、高齢期の職員が今まで培ってきた経験や能力を最大限発揮し、若手、中堅職員の昇進機会を確保することで組織全体の活力を維持し、市民サービスの向上につながるものと考えております。

o加藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

吉本委員。

- **吉本委員** 1点だけちょっと聞きたいのだけれども、定年延長者の給料の額は7割となっているのですけれども、その理由、訳、それをちょっと簡略にお願いします。
- o加藤委員長 髙山総務課長。
- o 髙山総務課長 お答えいたします。

給料月額が7割となっている理由についてですが、公務員の給与は社会一般の情勢に適応させる必要があり、民間企業における高齢期雇用の実情を考慮し、7割水準となるよう設計されております。

なお、自治体によって異なる水準にすることは、好ましくないとされております。

o加藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

山田委員。

ο山田委員 2つお伺いします。定年年齢を段階的に引き上げて、令和13年度末に制度を完成する わけですけれども、その間の再任用制度の運用についてと、その関係性について御説明をいただ ければと思います。よろしくお願いします。

もう一つ、続けてすみません。一定の年齢に達した管理監督職員を非管理監督職員に一時降任させる、いわゆる役職定年制の導入も改正内容となっております。これは、組織内の新陳代謝を促すことが目的と考えられますが、市はこの制度をスムーズに運用するための工夫などをどのように考えておられるのかについて、以上2点質問いたします。

o 加藤委員長 髙山総務課長。

o高山総務課長 お答えいたします。

初めに1点目、定年延長と再任用制度の関係性についてですが、定年の引上げにより再任用制度は廃止されますが、定年の段階的な引上げ期間においては、年金受給開始年齢までの継続的な勤務を可能とするため、現行と同様の暫定的な再任用制度を設けるものです。つまり、暫定再任用制度は令和13年度までの制度となります。

次に、2点目、役職定年制をスムーズに運用するための工夫についてですが、役職定年制は若手、中堅職員の昇進機会を確保し、組織全体の活力を維持するため、管理職に就く職員を原則60歳で非管理職に異動させる制度となります。この制度をスムーズに運用するために、非管理職となった職員は、今まで培ってきた経験や能力を最大限発揮できる職場への人事異動や研修機会の提供により、職員のモチベーション維持を図りたいと考えております。

o加藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

田中委員。

o田中委員 すみません。今までの質疑とちょっとかぶる部分もあるかもしれませんけれども、私のほうから7点お伺いいたします。

新旧対照表38ページ、第3章の管理監督職勤務上限年齢制について、この内容を御説明ください。

2点目、同じく41ページ、第4章にあります定年前再任用短時間勤務制、これについても御 説明をお願いいたします。

3点目、49ページ、職員の給与に関する条例の一部改正になりますけれども、定年延長者の 給料月額について書かれておりますが、どのように変わるのか御説明をお願いいたします。

4点目、戻りまして42ページ、第5章の附則3にあるように、経過措置として令和13年度まで、定年年齢が2年ごとに1歳ずつ引き上げられます。つまり、定年退職者がいない年があるということです。定年延長制度導入による新規採用職員数への影響について伺います。

5点目、定年延長制度導入による職員の年齢構成への影響について伺います。

6点目、定年延長制度導入による職員人件費への影響について伺います。

7点目、定年年齢の改定に伴って、議案書にあるように9本もの条例改正がございます。職員 にとっても複雑で分かりづらいと思いますけれども、定年延長制度の職員への周知はどのように されるのか伺います。

- o加藤委員長 髙山総務課長。
- o 髙山総務課長 お答えいたします。

初めに1点目、管理監督職勤務上限年齢制についてですが、組織の新陳代謝を確保し組織活力 を維持するため、管理職手当の支給を受ける職員を60歳に達した日後の最初の4月1日までの 期間に、管理監督職以外の職に降任させる制度となります。具体的には、管理職である主幹級以 上の職員は、非管理職である主査級の職員となります。

次に2点目、定年前再任用短時間勤務制についてですが、60歳に達した日後の最初の4月1日以後、一度常勤職員として退職した者を定年退職相当日まで短時間勤務に採用することができる制度となります。短時間勤務は、例えば週4日勤務や、1日の勤務時間を午前8時30分から午後3時15分のように短くすることが挙げられます。

次に3点目、定年延長者の給料月額についてですが、60歳に達した日後の最初の4月1日以後、その職員の受ける級号給の給料月額に7割、100分の70を乗じて得た額が給料月額となります。

なお、管理監督職勤務上限年齢により降任した職員は、降任による引下げに加え給料月額7割措置により給料が二重に引き下げられるため、7割措置後の給料月額のほか管理監督職上限年齢調整額が支給されます。

次に4点目、定年延長制度導入による新規採用職員数への影響についてですが、組織運営の観点から、職員の年齢構成に大きな偏りが生じないように、定員管理計画に基づき定年退職がいない年度においても計画的に職員を採用していきます。

次に5点目、定年延長制度導入による職員の年齢構成への影響についてですが、毎年度計画的に新規職員採用をしていきますが、定年年齢を段階的に65歳へ引き上げていくため、相対的に職員の年齢構成は幅広いものになるとともに、平均年齢は一定期間上昇していくものとなります。

次に6点目、定年延長制度導入による職員人件費の影響についてですが、定年年齢が65歳となる令和13年度までは新規採用職員が一定数抑制されること、及び職員、組織の人員構成により退職者数が増加することで、一時的に人件費が増加することを見込んでいます。

最後7点目、定年延長制度の職員への周知ですが、定年延長制度は、定年延長前と定年延長後、60歳以降で人事給与制度が一部変更になることから、職員全体に制度周知を図るとともに、対象職員には60歳到達の1年度前の年度末に制度の情報提供を実施することで、制度の周知を図ります。

- o加藤委員長 田中委員。
- **o田中委員** すみません、1点だけ再質疑します。

3点目にお伺いした定年延長者についてですけれども、60歳に達した以降に退職した場合の 退職金というのはどうなりますでしょうか。給料が下がるわけですから、これまでの60歳で退 職した場合に比べて不利になるのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

- o 加藤委員長 髙山総務課長。
- o 髙山総務課長 お答えいたします。
 - 60歳に達した以降に退職した場合の退職金についてですが、在職時の一番高位な給料月額で

算定する60歳を迎えた年度までの期間と、定年退職相当日における給料月額で算定する60歳に達した日後の最初の4月1日以後の期間と、それぞれに分けて算定がされます。これにより、60歳に達した日後の最初の4月1日以後の給料月額が7割措置となっても、不利益となることはありません。

o加藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

(な し)

o加藤委員長 質疑を終わります。

次に、議案第71号について質疑を願います。

田中委員。

o田中委員 3点お伺いいたします。期末手当の引上げについては、特別職報酬等審議会に諮られた でしょうか。

2点目、9月26日に開かれた特別職報酬等審議会において、市長及び副市長の給料の額は引上げとの答申でありましたが、委員からはどのような意見が出たのか伺います。

3点目、通勤手当を新たに設けた理由について伺います。

- o加藤委員長 髙山総務課長。
- o 髙山総務課長 お答えいたします。

初めに1点目、期末手当の引上げについて特別職報酬等審議会に諮ったかについてですが、日 高市特別職報酬等審議会条例第2条の所掌事項の規定において、議会の議員の議員報酬額並びに 市長、副市長及び教育長の給料の額と示されており、市長及び副市長につきましては給料の額を 変更する場合に審議会に諮るものでございます。期末手当につきましては所掌事項に含まれてい ないことから、審議会には諮っておりません。

次に2点目、審議会における委員からの意見ですが、審議会の中では、市長及び副市長の給料の額は、審議会の記録にもあるとおり三役につきましては、平成27年度、29年度と審議会で増額の答申を受けながら、諸事情によりなかなか増額できなかったことから、三役は今回も増額という答申でよいのではないか。コロナ対応等迅速な対応をしていることや、ほかにもいろいろと大きな判断をされていることは評価できる等の意見がありました。審議会での審議の結果、市長及び副市長の給料の額について引上げとなりました。

次に3点目、通勤手当を新たに設けた理由ですが、通勤手当は埼玉県及び県内自治体において も支給している団体があること、市長及び副市長は常勤特別職であることから、新たに手当を設 けるものでございます。

- o 加藤委員長 田中委員。
- **o田中委員** すみません。2点目の審議会の意見の中で、平成27年度、29年度と審議会で増額の 答申を受けながら、諸事情によりなかなか増額できなかったとありましたけれども、諸事情とい

うのは何だったのか。また、今回はこの諸事情というのが解消できたために引上げということに なったのか、その辺りをお伺いいたします。

- o加藤委員長 髙山総務課長。
- o 髙山総務課長 お答えいたします。

平成27年度、29年度と審議会で増額の答申を受けながら、なかなか増額ができなかった諸事情についてですが、当時の社会経済情勢や公共施設等のインフラ資産の老朽化等による市の厳しい財政状況、また、近隣市の改定状況等を総合的に鑑み、増額の見送りをしております。

特別職報酬等審議会は、市民の意向を反映するための仕組みであり、その趣旨に鑑み引上げ改定の議案を上程させていただいたものであります。

- o加藤委員長 田中委員。
- **o田中委員** そうすると、平成27年度、29年度と上げていないということなのですけれども、結果的に、市長、副市長の給料というのはいつから上がっていないということになりますか。
- o加藤委員長 髙山総務課長。
- o髙山総務課長 お答えいたします。

給料の額の引上げにつきましては、平成8年4月1日、その後改定をされておりません。

o加藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

松尾委員。

○松尾委員 2点お伺いいたします。先ほどの特別職報酬等審議会での議論の内容についてなのですけれども、そのときに県内の類似団体と比較がなされていると思うのですけれども、この類似団体が具体的にどこで、またどのような比較がなされたのかということを教えてください。

2点目が、この審議会の開催が、平成29年度の答申で付記したとおり、引き続き4年に1回程度開催していくのが望ましいというふうな記載があるのですけれども、今回平成29年度の4年後ですと、本来令和3年度なのかなと思うのですけれども、今年となった理由があれば教えてください。

- o加藤委員長 髙山総務課長。
- o 髙山総務課長 お答えいたします。

初めに1点目、類似団体と比較対象についてですが、本市との類似団体は県内に8団体あり、 飯能市、志木市、桶川市、北本市、蓮田市、鶴ヶ島市、吉川市、白岡市となります。また、類似 団体は、総務省において人口規模や産業構造を基にグループ分けをしております。審議会では、 給料の額を比較するとともに、人口規模や産業構造、財政状況なども比較していただいておりま す。

次に2点目、審議会が今年度となった理由についてですが、平成29年度の審議会の答申にて、 4年に1回程度開催していくことが望ましいと考えると付記されており、本来であれば令和3年 度に実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み令和3年度の実施を見送ったため、令和4年度に実施をいたしました。

o加藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

山田委員。

○山田委員 まず、審議会の議事録、全て読み込みました。それで、先ほどの田中委員の質疑にもダブるところがありますが、あえてお伺いをいたします。2点。

行政は、市民の声を反映し、理解を得ながら進めていくことが大変重要であります。市民参加条例に基づく特別職報酬等審議会は、市民の意向を反映するための仕組みであり、その答申は市民の意見を反映したものであると考えられますが、市は平成27年度、29年度と2度、給料月額引上げの答申を見送りました。田中委員より詳しくとは言いませんが、2度答申を見送った理由について御説明いただければと思います。これが1点目。

2点目、2度の答申見送りに対し、今回の審議会では意見はなかったのか、その点についてお 聞かせいただければと思います。

以上です。

- o加藤委員長 髙山総務課長。
- o 髙山総務課長 お答えいたします。

初めに1点目、2度答申を見送った理由についてですが、平成27年度及び29年度と、特別職報酬等審議会から三役の給料の額について引上げの答申をいただいておりましたが、その時々の社会経済情勢等を鑑み見送ったものとなります。

次に2点目、2度の答申見送りに対する審議会での意見についてですが、審議会では三役の給料の額の引上げ答申をしたが、当時の社会情勢や市の職員の給料が上がっていないことなどの点を考慮し見送ったのではないか。財政的な面もあり、平成8年から長い期間給料が引き上げられていない等の意見があり、今回も引上げが妥当であるという意見をいただいております。

o加藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

(な し)

o加藤委員長 質疑を終わります。

次に、議案第72号について質疑を願います。

田中委員。

- ○田中委員 71号と同様で恐縮なのですけれども、3点お伺いいたします。教育長の期末手当の引 上げについては、特別職報酬等審議会に諮ったのか伺います。
 - 2点目、特別職報酬等審議会において、教育長の給料の額は引上げとの答申でありましたが、 委員からはどのような意見が出たのか伺います。
 - 3点目、通勤手当を新たに設けた理由について伺います。

- o加藤委員長 髙山総務課長。
- o 髙山総務課長 お答えいたします。

初めに、期末手当の引上げについて特別職報酬等審議会に諮ったかについてですが、日高市特別職報酬等審議会条例第2条の所掌事項の規定において、議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給与の額と示されており、教育長につきましては給料の額を変更する場合に審議会に諮るものでございます。期末手当につきましては所掌事項に含まれていないことから、審議会には諮っておりません。

次に2点目、審議会における委員からの意見ですが、審議会の中では、教育長の給料の額は審議会の記録にもあるとおり、三役につきましては平成27年度、29年度と審議会で増額の答申を受けながら、諸事情によりなかなか増額ができなかったことから、三役は今回も増額という答申でよいのではないか。コロナ対応等迅速な対応をしていることや、ほかにもいろいろと大きな判断をされていることは評価できる等の意見がありました。審議会での審議の結果、教育長の給料の額について引上げとなりました。

次に3点目、通勤手当を新たに設けた理由ですが、通勤手当は、埼玉県及び県内自治体においても支給している団体があること、教育長は常勤特別職であることから、新たに手当を設けるものでございます。

o加藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

(な し)

o加藤委員長 質疑を終わります。

次に、議案第73号について質疑を願います。 松尾委員。

o松尾委員 2点お伺いいたします。

1点目、今回の人事院勧告、埼玉県人事委員会勧告では、公民格差の状況等を考慮し給料表を 改定する内容として、初任給をはじめ主として若年層についての引上げとなっておりますけれど も、給料表の改定に伴って給料月額が引き上げられる市の対象者は何人ぐらいいらっしゃいます でしょうか。

2点目、勧告では、主としては若年層について引上げとなっていますけれども、改定の対象範囲と対象になる年齢層を教えてください。

- o加藤委員長 髙山総務課長。
- o 髙山総務課長 お答えいたします。

初めに1点目、給料月額が引き上げられる対象者数についてですが、給料改定に伴い給料月額が引上げとなる対象職員は131人となります。内訳は、一般会計で122人、水道会計で6人、下水道会計で3人となります。

次に2点目、改定の対象となる範囲と年齢層についてですが、給料表は、役職別に1級から最上位の7級まであり、そのうち改定の範囲は、主に新規採用職員を格付する1級から主査級職員である4級の一部となります。また、給与改定の対象となる職員の年齢層は、新規採用職員が属する若年層から30代半ばまでの年齢層となります。

なお、給料月額の改定額は400円から4,000円となります。例えば高卒の新規採用職員ですと、給料月額16万100円が4,000円増額され、16万4,100円となります。

o加藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

山田委員。

○山田委員 全部で2点お伺いいたします。管理職員特別勤務手当について、国や埼玉県でも導入されているとのことですが、県内自治体の導入状況についてどの程度なのかお伺いします。

2点目、この手当は休日や祝日などの日に災害があった場合の適正な公務運営につながるもの と理解できますが、実際に災害が発生した場合に発生する影響額はどの程度見込んでいるのかに ついてお伺いをいたします。

- o加藤委員長 髙山総務課長。
- o 髙山総務課長 お答えいたします。

初めに1点目、管理職特別勤務手当の導入状況についてですが、埼玉県内自治体の導入状況は 50団体となります。内訳は、埼玉県と28市20町1村となります。

次に2点目、管理職特別勤務手当の影響額についてですが、過去の災害での職員の動員実績を 参考にすると、1回の災害に対して約100万円を見込んでおります。

以上です。

o加藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

(な し)

o加藤委員長 質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

o加藤委員長 これより討論に入ります。

議案第69号に対し、反対の方願います。

(な し)

o加藤委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第69号 日高市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

o加藤委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第71号に対し、反対の方願います。

田中委員。

○田中委員 議案第71号 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、 反対の立場から討論をいたします。

本議案の中の市長、副市長の給料をそれぞれ月額1万3,000円引き上げることについては、特別職報酬等審議会の答申に基づいたものであり、加えて平成8年から26年間も改定していないこと、コロナ禍以降、厳しい判断を迫られることの多い重責を思えば妥当だと考えます。また、副市長の通勤手当の支給についても、必要であると思います。しかしながら、期末手当の引上げに関しましては、賛成できません。職員同様に年4.4月とするとしていますが、職員については勤勉手当の引上げであり、勤勉手当のない特別職に職員の期末勤勉手当総支給額割合と同様の支給をするというのは、妥当ではないと考えております。

また、従来から主張しているように、特別職の期末手当についても、給料や報酬と同様に特別 職報酬等審議会に諮るべきだと考えております。物価高騰により、市民の生活が一層苦しくなる 中、第三者的な目を入れずに決めることは不適当であると思います。

以上の理由から、本議案に反対いたします。

o加藤委員長 次に、賛成の方願います。

松尾委員。

○松尾委員 議案第71号 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、 替成の立場から討論いたします。

本案は、市長、副市長の給料月額、期末手当の引上げ、新たに通勤手当を支給するという内容 の改正です。まず、給料月額の引上げについては、令和4年度の特別職報酬等審議会において、 コロナ禍という厳しい状況においてどうするべきかという判断が求められる中で、県内類似団体 との比較や近年の検討経緯なども踏まえ、議論の末、答申された金額となっております。

また、期末手当の支給割合変更につきましては、根拠がない中ではありますが、三役というお 立場で市職員とのバランスを取るべきというように考えれば、現時点では妥当な判断と言えると 思います。

3点目、通勤手当の支給についても、県内自治体の状況を鑑みということで、また一般的な感覚からいっても交通費等の経費が支給されることについて特に違和感はありません。

以上の理由から賛成いたします。

o加藤委員長 次に、反対の方願います。

(な し)

o加藤委員長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第71号 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数) (起立6名、不起立1名)

o加藤委員長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第72号に対し、反対の方願います。

田中委員。

o田中委員 議案第72号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論します。

本議案の中の教育長の給料を月額7,000円引き上げるということについては、特別職報酬等審議会の答申に基づいたものであり、加えて平成8年から26年間改定していないことを考慮すれば妥当だと考えます。また、通勤手当の支給についても、必要であると思います。しかしながら、期末手当の引上げに関しては、職員同様に年4.4月とするとしていますが、職員については勤勉手当の引上げであり、勤勉手当のない教育長に、職員の期末勤勉手当総支給額割合と同様の支給をすることは、妥当ではないと考えます。

また、従来から主張しているように、特別職の期末手当についても、給料、報酬と同様に特別職報酬等審議会に諮るべきだと考えております。物価高騰により、市民の生活が一層苦しくなる中、第三者的な目を入れずに決めることは不適当であると思います。

以上の理由から、本議案に反対をいたします。

o加藤委員長 次に、賛成の方願います。

松尾委員。

○松尾委員 議案第72号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論いたします。

先ほどと同じ内容になりますけれども、本案は教育長の給料月額、期末手当の引上げ、新たに 通勤手当を支給するという内容の改正です。まず、給料月額の引上げについては、令和4年度特 別職報酬等審議会において、コロナ禍という厳しい状況において判断が求められる中、県内類似 団体との比較や近年の検討経緯なども踏まえ、議論の末に答申された金額と理解しております。 また、期末手当の支給割合の変更につきましては、確たる根拠はない中ではありますけれども、 三役という立場で市職員とのバランスを考慮するべきというふうに考えていくと、現時点では妥 当な判断と言えると思います。

また、通勤手当の支給についても、県内自治体の状況に合わせてと、また一般的な感覚からいっても交通費等の経費が支給されることについては、特に反対理由はございません。

以上の観点から賛成いたします。

o加藤委員長 次に、反対の方願います。

(な し)

o加藤委員長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第72号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数) (起立6名、不起立1名)

o加藤委員長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第73号に対し、反対の方願います。

(な し)

o加藤委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第73号 日高市職員の給与に関する条例及び日高市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

o加藤委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号 日高市個人情報の保護に関する法律施行条例、議案第67号 日高市情報公開条例の一部を改正する条例、議案第68号 日高市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

説明員の出席を求めます。

(説明員出席) (総合政策部長)

o加藤委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時04分

再 開 午前11時04分

o加藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

まず、議案第66号について質疑を願います。

田中委員。

○田中委員 4点お伺いいたします。新しい条例には、開示決定等の期限についての条文がありませんが、法律に規定しています30日では、現行の日高市個人情報保護条例の15日に比べて、住民サービスが後退します。このことについて見解を伺います。また、情報公開条例第10条、こちらは開示決定等の期限が15日となっていますけれども、それとの整合性は図らなくてよいのか伺います。

2点目、第7条、審査会への諮問について審査会の意見は聞いたのか、そのときどのような意 見が出たのか伺います。

3点目、現行の個人情報保護条例では、第6条で実施機関は個人情報を取得するときは、本人から取得しなければならないと規定していました。個人情報を扱う上での大原則ですが、この原則の規定が個人情報保護法にはあるのか伺います。

4点目、改正個人情報保護法は、個人情報の利活用に重きを置いた法律です。気になっておりますのが、市から民間への匿名加工情報の提供です。匿名加工情報とは、行政機関等が持っている個人情報を特定の個人を識別できないように、かつ個人情報に復元できないように加工されたビッグデータですが、行政機関はこのデータを利用したい企業等を定期的に募集するものと法律に書かれております。日高市の場合、匿名加工情報はどのような扱いになるのか伺います。

- o加藤委員長 関口市政情報課長。
- o 関口市政情報課長 お答えいたします。

まず、1点目の開示決定等の期限についてでございますが、制度の一元化という法改正の趣旨、 それから近隣自治体の動向を踏まえまして、本市の個人情報保護制度につきましては、独自に条 例で開示決定等の期限を短縮してございません。しかしながら、9月議会の一般質問で答弁した とおり、現行条例と同じ水準で、かつ市民生活に影響がないよう配慮して、行政手続法に基づき 定める標準処理期間を15日と定める方向で進めています。また、情報公開条例との整合性につ きましては、開示決定までの期間に実質的な違いがないので、問題ないと考えております。

次に、2点目の審査会の意見についてでございますが、情報公開・個人情報保護審査会委員へは、6つの項目について意見照会を行いました。まず1点目として、費用負担に関する定め、2点目として条例要配慮個人情報、3点目として個人情報取扱事務登録簿、4点目として情報公開条例との整合を図るための不開示情報の追加や除外、5点目として開示決定等の期限、6点目として個人情報保護審査会への諮問事項の6つで、1から5につきましては特に意見はなかったも

のでございます。

しかしながら、6の個人情報保護審査会への諮問事項については御意見をいただきました。当初、事務局の意向といたしましては、よりシンプルで分かりやすい条文とするため、審査会の審議事項につきましては、1、条例に規定する内容を大幅に変更するとき、2、その他専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要になったときと規定したいと考え、委員へ意見照会を行いました。委員から、行政の裁量が大きくなり過ぎるとして異論が出たことから、条例案のとおり規定したものでございます。

次に、3点目の個人情報の取得についてお答えいたします。議員の御指摘のとおり、改正された個人情報保護法には規定されておりませんが、法第64条に適正取得の原則がありまして、そこで担保されているものと解されております。改正された個人情報保護法は、デジタル改革関連法の中で改正されておりまして、今までは個人情報の保護に重きが置かれていましたが、デジタル社会への対応という理念の下にデータの利活用にも配慮され、制度設計されたものでございます。

次に、匿名加工情報の取扱いについてお答えいたします。匿名加工情報につきましては、提案募集方式が採用されておりますが、義務化されたのは都道府県と政令市だけで、そのほかの市町村は当分の間、課されておりません。データの利活用についての仕組みは整備されたものと認識しておりまして、近隣の状況を含め研究してまいります。

o加藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

(な し)

o加藤委員長 質疑を終わります。

次に、議案第67号について質疑を願います。

(な し)

o加藤委員長 質疑なしと認めます。

次に、議案第68号について質疑を願います。

田中委員。

- ○田中委員 1点お伺いします。第5条のところで、委員の任期を2年から3年に延長しております。 この理由について伺います。
- o加藤委員長 関口市政情報課長。
- o関口市政情報課長 お答えいたします。

個人情報保護につきましては、新制度では専門的な知見が必要な場合、審査請求があった場合 以外では、審査会を開催する必要性が乏しくなりました。また、情報公開制度につきましては、 法改正の影響はございませんが、制度が安定期に入り、近年審査会の議題に取り上げる機会が少ない状況でございます。 よって、今後は審査会としての専門的な役割が中心になることが想定され、これまで以上に委員の専門性が重要になることから、任期を1年延長し3年としたものでございます。

o加藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

(な し)

o加藤委員長 質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

o加藤委員長 これより討論に入ります。

議案第66号に対し、反対の方願います。

田中委員。

o田中委員 議案第66号 日高市個人情報の保護に関する法律施行条例について、反対の立場で討論をいたします。

本議案は、令和3年5月に個人情報の保護に関する法律が公布され、自治体等が個々に運用していた個人情報保護制度が法律により一元化されることに伴い、本市の個人情報保護条例も法律がそのまま適用されることから、意義を失うため廃止し、新たに法律施行条例を制定するというものです。

改正個人情報保護法は、個人情報の有用性に配慮しながら個人の権利や利益を守ることを目的としたものですが、デジタル改革関連法案の一つであるデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部として、個人情報をデータとして利活用できるように整備する法律と位置づけられています。つまり、個人情報を流通、利活用するための改正です。そのデジタル改革関連法は、国会で十分な審議がされないまま成立し、その際、衆参両院で43もの附帯決議がつき、その中には「地方公共団体が、その地域の特性に照らし必要な事項について」、中略します。「保有する個人情報の適正な取扱いに関して条例を制定する場合には、地方自治の本旨に基づき、最大限尊重すること」とあるにもかかわらず、制度全体を所管する個人情報保護委員会が地方公共団体に対しガイドラインの中で繰り返し、してはならない、許容されないといった強い表現を用いて法の解釈を押しつけ、画一化を推し進めようとしていることは、個人情報保護条例を後退させ、地方自治の本旨に反するのではないでしょうか。

そのような背景とともに、質疑への御答弁からは、法律に個人情報の本人以外収集の規制がないこと、情報公開・個人情報保護審査会の役割が著しく制限されたこと、当面は対象外としても匿名加工情報の提案募集の義務づけが、いずれ適用される可能性があることなどが分かりました。

日高市の個人情報保護条例は、もともと法律に沿ったもののため、今回の条例廃止と制定で、

市民への大きな影響はないということは、一般質問への御答弁でも分かりましたし、国の法律に準拠しなければならないこと、またガイドラインに反する条文は書けないことなど、市の立場は十分理解しているつもりです。ですが、今回の個人情報保護条例の廃止と法律施行条例の制定は、国による地方公共団体の条例制定権の侵害とも言えるものであり、賛成することはできません。以上、反対討論といたします。

o加藤委員長 次に、賛成の方願います。

(な し)

o加藤委員長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第66号 日高市個人情報の保護に関する法律施行条例を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数) (起立6名、不起立1名)

o加藤委員長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第67号に対し、反対の方願います。

(な し)

o加藤委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第67号 日高市情報公開条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

o加藤委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第68号に対し、反対の方願います。

田中委員。

○田中委員 議案第68号 日高市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論をいたします。

改正案第3条 (2) において、審査会の所掌事務ですけれども、現在の条例では、情報公開条例第22条並びに個人情報保護条例第6条、第11条及び第55条の規定により意見を求められた事項について調査審議することとなっておりますけれども、改正案では、この中から第6条、第11条及び第55条というのが削除されております。これは、先ほどの討論でも言ったように

審査会の役割を大きく制限するものであることから、本議案に反対をいたします。

o加藤委員長 次に、賛成の方願います。

(な し)

o加藤委員長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第68号 日高市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数) (起立6名、不起立1名)

o加藤委員長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

以上で本日の委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

閉 会 午前11時19分

総務福祉常任委員会

委員長 加 藤 大 輔